

# 国民年金からのお知らせ

## 加入期間が数年足りず 年金が受けられないときは

20歳から60歳までの40年間、国民年金や厚生年金などの公的年金制度に加入して保険料を納めた方には、65歳から月額6万5541円(本年度)の老齢基礎年金が支給されます(保険料納付状況により減額されます)。

しかし、「加入期間が数年足りなかった」といった深刻な話を耳にすることがあります。それは、原則25年以上、公的年金制度の保険料を納めた期間や、免除された期間が必要だからです。しかし、この25年にはいわゆる「カラ期間」(合算対象期間)も含まれます。ここで大切なのが、「カラ期間」を確認することです。

### ■「カラ期間」とは

年金額には反映されない「実」のない期間のため、通称「カラ期間」と呼ばれます。

主なものは、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間で、国民年金に任意加入してきたのにしなかった次の期間

などです。

- ・昭和61年3月までの厚生年金などの加入者の被扶養配偶者
- ・平成3年3月までの学生
- ・海外在住期間(日本人)
- ・昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当を受けた期間

また、外国人で日本に帰化または永住許可を受けた場合は、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満のうち、次の期間などです。

- ・昭和56年12月まで外国人として在日していた期間
- ・海外在住期間

※それぞれ要件があるため、詳しくは問い合わせてください。

### ■本人の申し出が必要です

「カラ期間」は、日本年金機構に記録が残されていないため、本人の申し出に基づいてカラ期間の有無が調査されます。

もし、老齢基礎年金の受給資格期間が足りないが「カラ期間」があると思われる方は、

豊岡年金事務所に申し出てください。

### ■「カラ期間」がない方は

60歳から70歳になるまでの間に、国民年金に任意加入することもできます。

申出日が加入日となり、その月から保険料(本年度は、月額1万4980円)が発生し、口座振替での納付が原則です。

年金手帳、口座番号の分かるもの、口座届出印を持参の上、市民課または各総合支所で手続きしてください。

### 海外で暮らす方の年金の請求について

国民年金や厚生年金などの年金を受けるには、自身で申請手続をする必要があります。

まず、「年金請求書」を用意するために、日本の年金事務所と連絡して取り寄せるか、日本年金機構ホームページからダウンロードします。

年金請求書の提出先は、国民年金(基礎年金)を請求する場合は日本で最後に住んでいた市区町村を管轄する年金事務

務所です。

また、厚生年金の場合は最後に勤めていた事業所を管轄する年金事務所です。

### ■社会保障協定を結んでいる 国に在住している場合

日本が社会保障協定を結んでいる国のうち、給付の通算を行っているドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ(ケベック州を除く)、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイスに在住している方は、日本への年金請求書を、各国の年金制度を実施する機関の窓口で提出できます。

年金請求書の用紙は、協定締結国専用のものが用意されており、ホームページからダウンロードするか、各国の窓口でもらうこともできます。

### ■年金の受給方法

海外での年金の受給は、銀行振り込みです。銀行および口座は、海外、日本国内のどちらでも構いませんが、口座名義は本人になります。

詳細は、日本年金機構ホームページまたは「ねんきんダイヤル」で確認してください。

## 豊岡年金事務所 からのお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。ただし、節電対策のために変更になる場合がありますので、事前に問い合わせください。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。

代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもののほか、委任状と代理者の身分証明書を準備してください。

### ●8月11日(土)は

午前9時30分～午後4時

### ●8月6日・13日・20日・27日

の月曜日は

午前8時30分～午後7時

### ●電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

IP電話・PHS

☎03-6700-1165

### ●年金個人情報サービス

日本年金機構ホームページ

アドレス

<http://www.nenkin.go.jp/>

### 《問合せ》

▽日本年金機構 豊岡年金事務所 ☎22-0948

▽市民課市民係

☎21-9015または各

総合支所市民福祉課

# 介護保険料の減免

介護保険の保険料額は、前年の所得に応じて年度ごとに決定しています。保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合のほか、災害や不慮の事故などに対する減免制度を設けています。

これらの減免には「申請」が必要です。要件に該当する場合や制度の詳細を知りたい方は、問い合わせてください。

なお、資産調査などの結果に基づき、市の基準に照らして減免の可否を決定します。申請をしても適用できない場合があります。

## 低所得者減免

保険料段階が第1段階(生活保護受給者を除く)から第4段階の方で、次の①～③の全ての要件に該当する方

- ①市民税が課税されている方から住まい、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市民税課税上、または医療保険の被扶養者になつていないこと

②資産などを活用してもなお

生活が困窮していると認められること(資産には預貯金、土地家屋、返戻金のある保険、有価証券、貴金属などを含む)

③前年の収入が、(表1)の要件を満たしていること

## その他の減免

次の①から③のいずれかに該当すること

- ① 次のいずれかに該当し、損害保険などの給付がないか一定額以下の方
  - ・災害により、住宅、家財などの財産について著しい損害を受けた方
  - ・世帯の生計を主として維持する方が、死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院したこと
  - ・収入が著しく減少した方
  - ・世帯の生計を主として維持する方の収入が、失業などで著しく減少した方
  - ・世帯の生計を主として維持する方の収入が、農作物の不作などで著しく減少した方
- ② 無年金外国籍高齢者福祉給

(表1)

対象(保険料段階別)	収入金額	減免額
第1段階 ・ 第2段階	減免申請者の年間収入額が60万円以下 減免申請者の属する世帯の全ての世帯員の年間収入額計が60万円+30万円×(世帯員の人数-1)以下	決定額の6分の10を減免
第3段階 ・ 第4段階	減免申請者の年間収入額が60万円以下 減免申請者の属する世帯の全ての世帯員の年間収入額計が60万円+30万円×(世帯員の人数-1)以下 減免申請者の年間収入額が120万円以下 減免申請者の属する世帯の全ての世帯員の年間収入額計が120万円+60万円×(世帯員の人数-1)以下	決定額の7分の10を減免 決定額の4分の10を減免

③ 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に1カ月以上拘禁された方  
付金を受給している方

(表2)

< 対象施設 > (介護保険法施行令第11条に規定する施設)	
1. 障害者自立支援法に規定する指定障害者支援施設	※生活介護および施設入所支援を受けている障害者に限る
2. 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設	※身体障害者福祉法の規定により生活介護を行う施設に入所している障害者または知的障害者福祉法の規定により入所している障害者に限る
3. 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設	
4. 児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関	
5. のぞみの園法に規定する福祉施設	
6. 国立および国立以外のハンセン病療養所	
7. 生活保護法に規定する救護施設	
8. 労災特別介護施設	
9. 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の施設	※療養介護を行う施設に限る

## 介護保険の適用除外について

65歳以上の方は1号被保険者として、40歳以上65歳未満の医療保険加入者は第2号被保険者として介護保険の被保険者となります。  
しかし、法令で定める施設に入所・入院している方で、一定の条件に該当する方

は、介護保険の被保険者にならないことになっていきますので、(表2)の条件に該当する方は届け出てください。  
《問合せ》 介護保険課 介護保険係 ☎ 24-2401

